

■ 保育所とは

保育所は、保護者の就労(月64時間以上)や病気などのため家庭において十分保育することができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設であって、児童を無条件に入所させるものではありません。

したがって、家庭での保育が可能な児童を「集団生活に慣れさせるため」「下の子の育児に専念したい」などの理由では入所できません。

■ 保育の必要性について

(1) 支給認定について

保育所の利用にあたっては、町が保育の必要性の認定(支給認定)をして、その認定(支給認定決定通知書の交付等)に基づき保育の実施を行います。

保育を希望する方は、2号又は3号認定を受ける必要があります。

○認定区分

認定区分	年齢	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	認定こども園 幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	認定こども園 保育所
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	認定こども園・保育所 地域型保育事業

(2) 保育を必要とする事由及び必要量

保育を必要とする事由、保育の必要量により次のとおり保育時間が異なります。

○保育の必要性の事由と保育必要量の区分

保育の必要な事由	保育標準時間 (最長11時間)	保育短時間 (最長8時間)
① 就労	月120時間以上	月64時間以上120時間未満
② 妊娠・出産	産前産後各2カ月	—
③ 保護者の 疾病・障害	入院・通院・障害	—
④ 同居親族の 介護・看護	月120時間以上	月64時間以上120時間未満
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事	—
⑥ 求職活動	—	有効期間3カ月
⑦ 就学	月120時間以上	月64時間以上120時間未満
⑧ 児童虐待・DV	児童虐待・DV等の恐れ	—
⑨ 育児休業取得中 の継続利用	—	育児休業取得期間
⑩ その他	①～⑨に準ずる	①～⑨に準ずる

※ ⑨育児休業取得に関しては、5ページをご参照ください。

■ 保育の必要性の認定申請及び利用申込手続きの流れ

保育所の入所申込みに係る提出書類(4ページ参照)に不備なく、申込期間内に提出された場合の流れとなります。

令和6年度入所申込期間

令和5年10月2日(月)から令和5年10月10日(火)まで

※ 提出が遅れると……

提出書類に不備があり受け付けられなかった場合や申込期間内に提出がなかった場合など、一斉申込の対象外となり随時申込扱いとなるため、令和6年4月入園希望であれば令和5年12月中旬からの申込受付(下表参照)となってしまいますので、ご注意ください。

随時申込可能期間

随時申込は、一斉申込ができなかった方を対象とするため、一斉申込の方の利用調整後の選考となります。随時申込用の募集枠を設けているわけではありません。

入園希望月	申込可能期間		
	①	②	③
令和6年4月	12/11(月)～1/10(水)	1/11(木)～2/9(金)	2/13(火)～3/8(金)
令和6年5月	1/11(木)～2/9(金)	2/13(火)～3/8(金)	3/11(月)～4/10(水)
令和6年6月	2/13(火)～3/8(金)	3/11(月)～4/10(水)	4/11(木)～5/10(金)
令和6年7月	3/11(月)～4/10(水)	4/11(木)～5/10(金)	5/13(月)～6/10(月)
令和6年8月	4/11(木)～5/10(金)	5/13(月)～6/10(月)	6/11(火)～7/10(水)
令和6年9月	5/13(月)～6/10(月)	6/11(火)～7/10(水)	7/11(木)～8/9(金)
令和6年10月	6/11(火)～7/10(水)	7/11(木)～8/9(金)	8/13(火)～9/10(火)
令和6年11月	7/11(木)～8/9(金)	8/13(火)～9/10(火)	9/11(水)～10/10(木)
令和6年12月	8/13(火)～9/10(火)	9/11(水)～10/10(木)	10/11(金)～11/8(金)
令和7年1月	9/11(水)～10/10(木)	10/11(金)～11/8(金)	11/11(月)～12/10(火)
令和7年2月	10/11(金)～11/8(金)	11/11(月)～12/10(火)	12/11(水)～1/10(金)
令和7年3月	11/11(月)～12/10(火)	12/11(水)～1/10(金)	1/14(火)～2/10(月)

※各希望月ごとに①、②、③の順で審査を行いますが、定員を超える申込があった場合、入所できない場合があります。

一斉申込

※ 新年度4月1日入所の場合

産後・育児休暇終了による入所希望のみ、
新年度内(4月～翌3月)の入所申込可能。

9月

- ① 役場子育て支援課で**申込書類等**
を受け取り、記入。
必要書類の用意を開始。

10月上旬 (10月2日(月)～10日(火))

- ② 提出書類を確認し、**申込期間内**
に役場子育て支援課へ提出。

申込み後に転出や保育状況の変化等によりキャンセルする場合、
子育て支援課で取り下げ手続きが必要です。

10月中旬

- ③ 定員を超える入所希望があった
場合、「保育所等利用調整基準」
(12ページ)に基づき利用調整を
実施。
※記入内容について、電話等で確認する
場合があります。

申込者が定員を超えた場合は、各家庭の就労状況等を勘案し選考します。
入所できない場合は、待機していただくこともあります。

12月下旬 **入所決定**

- ④ 支給認定決定通知書、入所承諾
書の通知を受ける。
※転入予定の申込みの場合は入所内定
通知。転入が確認でき次第、④を送付
します。

令和6年4月下旬

- ⑤ 保育所を通じ保育料決定通知書
を受領。

随時申込

※ 一斉申込以外の時期の場合

利用希望月の3カ月前から(2ページ参照)
の申込可能。定員等の状況により入所でき
ない場合があります。

毎月11日～翌月10日

- ① 役場子育て支援課で**申込書類等**
を受け取り、記入。
必要書類の用意を開始。

毎月11日～翌月10日

- ② 提出書類を確認し、申込期間内
に役場子育て支援課へ提出。

- ③ 定員を超える入所希望があった
場合、「保育所等利用調整基準」
(12ページ)に基づき利用調整を
実施。
※記入内容について、電話等で確認する
場合があります。

- ④ 支給認定決定通知書、入所承諾
書の通知を受ける。

※転入予定の申込みの場合は入所内定
通知。転入が確認でき次第、④を送付
します。

翌月以降

- ⑤ 保育所を通じ保育料決定通知書
を受領。

■ 保育所等の申込みに必要な書類

記入漏れや不足がないことを確認し、次のものを提出してください。

全員必要	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼保育所等入所申込書 …… 児童1人につき1枚ずつ提出 ※ 認定申請の手続きにマイナンバーが必要 <input type="checkbox"/> 調査票 …………… 児童1人につき1枚ずつ提出 <input type="checkbox"/> 入所基準を確認する書類 …… 別表の各事由により提出書類が異なります。
------	---

必要な方のみ	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書(依頼者控) …… 事前に指定金融機関で手続きを済ませてください。 ※ 大治東保育園、大治はなつね保育園、大治南保育園を希望される0～2歳児のみ必要 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)提供に伴う委任状 <input type="checkbox"/> きょうだい同時入所に関する確認書
--------	---

別表

保育の必要な事由	入所基準を確認する書類
① 就労	就労証明書等(※1)
② 妊娠・出産	医師の診断書(※2) 又は 母子健康手帳の写し
③ 保護者の疾病・障害	医師の診断書 又は 障害者手帳等(※2)の写し
④ 同居の親族の介護・看護	医師の診断書 又は 障害者手帳等(※2)の写し
⑤ 災害復旧	り災証明書
⑥ 求職活動	誓約書(※3)
⑦ 就学	在学証明書等(※4)
⑧ 児童虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等

(※1) 自営業の方は、確定申告書の写しなど自営内容を証明できる書類を添付してください。

(※2) 医師の診断書は氏名、生年月日、療養期間、障害者手帳等は氏名、生年月日、顔写真及び障害等級表による級別の記載がある部分、介護保険被保険者証は氏名、生年月日、要介護状態区分等の記載のある部分の写しを提出してください。

(※3) 求職活動を理由に入園した場合は、保育の実施は最長3カ月です。
就労確定後、支給認定期間が終了する前までに「就労証明書」を提出できないと退園になります。

(※4) 在学証明書は、就学期間・就学時間がわかる部分の写しを提出してください。

産後休暇・育児休業取得中の方

産後休暇・育児休業終了により入所を希望される場合は、10月に行われる新年度の一斉申込みができます。

入所申込書の④で「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整にあたっての調整指数が減点されます。

また、希望した園に内定した上で辞退し、再度入所申込みをされた場合には、2回目の申込みに対する入所保留通知書の備考欄に「1回目の申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨を付記させていただきます。そのため、勤務先やハローワークにおいて確認、審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

育児休業取得中の継続利用は、既に保育所に入所している児童がおり、当該児童以外の児童に係る育児休業取得時に継続して保育所に入所する場合です。育児休業対象児童が1歳(保育所入所を希望しても保育所に入所できない場合は最大で2歳)に達する月の末日まで継続入所できます。

この場合、支給認定の変更が必要となりますので、育児休業取得期間がわかる証明書等を添えて、役場子育て支援課で手続きしてください。

保護者の状況に変更があった場合

保育所に入所後、保護者の状況(事由や区分)が変わったり、保育所において保育する必要性がなくなった場合(保育の実施を解除する必要があります)は、支給認定の変更が必要となりますので、役場子育て支援課へ必ず届け出てください。

■ 令和6年度卒園早見表 (※小学校就学前までの場合)

年齢	誕生日期間			卒園日
0歳児	令和6年4月2日	～	令和7年4月1日	令和13年3月31日
0歳児	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日	令和8年3月31日
5歳児	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日	令和7年3月31日

様式第2号 (第2条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書

令和5年10月 2日

保護者氏名 **大治 太郎**

大治町長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) おおはる なつこ 大治 夏子	令和2年 4月 2日	男・ 女	有・ 無
保護者住所・連絡先	(代表保護者氏名) 大治 太郎 ← 代表保護者(世帯主)氏名を記入 ※世帯主が祖父母等の場合、父又は母のうち主たる養育者 (住所) 海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1 (連絡先) ① 090-***-**** (続柄 母) ② 080-***-**** (続柄 父)			

① 世帯の状況 ※個人番号欄は、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

区	(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	個人番号	障害者手帳の有無
同居している方(別世帯を含む)を全員記入							
児童の世帯員	おおはる たろう 大治 太郎	父	S62年 1月 1日	男・女	会社員	1234 5678 9012	有・ 無
	おおはる はなこ 大治 花子	母	S62年 2月 2日	男・ 女	パート	3456 7890 1234	有・ 無
	おおはる はるこ 大治 春子	姉	H31年 3月 1日	男・ 女	××幼稚園		有・ 無
世帯員			年 月				幼稚園等に通っている(決定済み)兄弟がいる場合も記入
			年 月 日	男・女			有・無
生活保護の適用の有無	適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

卒園早見表(5ページ)を参照のうえ記入

利用を希望する期間	令和6年 4月 1日 から 令和〇年 〇月 〇日 まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 〇〇保育園 (希望理由) 兄弟が入所しているため	X
	第2希望 ××保育園 (希望理由) 距離が近いため	
	第3希望	
	第4希望	
	第5希望 (希望理由)	
第6希望 (希望理由)		

記入のある園すべての審査をします。希望しない園は記入しないでください。

- 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。*印の欄は大治町記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) ▲▲株式会社・8時間/日・6日/週・24日/月・1時間/片道通勤	職場への通勤時間を記入
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) ●●株式会社・6時間/日・5日/週・20日/月・30分/片道通勤	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		

④育児休業終了による入所希望の場合

直ちに復職希望

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

大治町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び当該申請書の写しについて、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **大治 太郎**

代表保護者(世帯主)氏名を記入
 ※世帯主が祖父母等の場合、父又は母のうち主たる養育者

※大治町記入欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由)	自	年 月 日
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]	至	年 月 日
ここは何も記入しないでください		

※施設記載欄(施設(事業者)を経由して大治町に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定)))・無
備考	

■ 町内保育所等一覧

(私立保育所)

	大治東保育園	大治はなつね保育園	大治南保育園
設置主体	(福)大治東福祉会	(福)大治東福祉会	(福)大治南福祉会
所在地	北間島字屋敷94番地	花常字郷浦49番地の1	砂子字中割28番地
電話番号	(441)3114	(485)8521	(432)0781
利用定員	250人	180人	186人
受入月齢	6カ月から	6カ月から	3カ月から
開所時間 (延長保育含む)	(平日) 7:15 ~ 19:15 (土曜) 7:15 ~ 13:00	(平日) 7:15 ~ 19:15 (土曜) 7:15 ~ 13:00	(平日) 7:00 ~ 19:00 (土曜) 7:00 ~ 15:00
休日	日曜・祝日・年末年始	日曜・祝日・年末年始	日曜・祝日・年末年始
障がい児保育	○	○	○

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。(10ページ参照)

(認定こども園)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※大治幼稚園の教育を希望する方は、直接大治幼稚園へお申し込みください。

	幼保連携型認定こども園大治幼稚園
設置主体	(学)山崎学園
所在地	西條字土井ノ池35番地の2
電話番号	(442)0385
利用定員	324人 (保育認定 … 198人、教育標準時間認定 … 126人)
受入年齢	・ 保育 8カ月から ・ 教育 3歳から
開所時間 (延長保育含む)	・ 保育 平日 7:15 ~ 19:15 土曜 7:15 ~ 13:00 ・ 教育 平日 9:00 ~ 15:00 ※預かり保育 ~18:00
休日	・ 保育 日曜・祝日・年末年始 ・ 教育 土日・祝日、春・夏・冬休み

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。(10ページ参照)

(地域型保育事業)

1～2歳児を対象に、少人数の単位で子どもを預かる施設です。

	きっずフレンド大治園	きっずフレンドわかば園
設置主体	株式会社 きっずフレンド	株式会社 きっずフレンド
事業類型	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型
所在地	西條字松下33番地の9	堀之内字郷中400番地の2
電話番号	(445)1354	(444)1662
利用定員	8人	14人
受入年齢	1～2歳児	1～2歳児
開所時間 (延長保育含む)	平日 7:30 ～ 19:30 土曜 7:30 ～ 13:00	平日 7:30 ～ 19:30 土曜 7:30 ～ 13:00
休日	日曜・祝日・年末年始	日曜・祝日・年末年始

※延長保育を利用する際は、別途利用料が必要となります。(10ページ参照)

○ 慣らし保育について

児童が無理なく新しい環境に慣れるために、入所後当面の間は保育時間が短くなります。

慣らし保育を行う期間や時間については園ごとに異なります。

詳しくは、入所決定後に各施設へお問合せください。

○ 子どもの面接について

入所する施設が決定した後に行います。

日程等については、入所する施設から直接保護者あてに連絡があります。

詳しくは、入所決定後に各施設へお問合せください。

○ 入所説明会、施設見学について

行っている施設もあります。

詳しくは、各施設へお問合せください。

○ 通園バスについて

大治幼稚園のみありますが、利用できる児童は3歳児クラス以上です。

料金、ルートなどは、大治幼稚園へお問合せください。

■ 延長保育について

保育の必要性の認定時間(保育標準時間又は保育短時間)を超えて保育を希望される場合、各保育所への申込みと延長保育料の支払いが必要となります。

①大治東保育園・大治はなつね保育園・大治幼稚園の場合

【保育標準時間の延長保育】

7:15	8:15	8:30	16:30	16:45	18:15	19:15
保育標準時間 (保護者の就労時間等により最長11時間保育)						延長
						1回300円
						月1,500円

【保育短時間の延長保育】

7:15	8:15	8:30	16:30	16:45	18:15	19:15
早朝			保育短時間 (保護者の就労時間等により 最長8時間保育)		延長	延長
1回200円					1回200円	1回300円
月1,000円					月1,000円	月1,500円

②大治南保育園の場合

【保育標準時間の延長保育】

7:00	8:15	8:30	16:30	16:45	18:00	19:00
保育標準時間 (保護者の就労時間等により最長11時間保育)						延長
						1回300円
						月1,500円

【保育短時間の延長保育】

7:00	8:15	8:30	16:30	16:45	18:00	19:00
早朝			保育短時間 (保護者の就労時間等により 最長8時間保育)		延長	延長
1回200円					1回200円	1回300円
月1,000円					月1,000円	月1,500円

③きっずフレンド大治園・きっずフレンドわかば園の場合

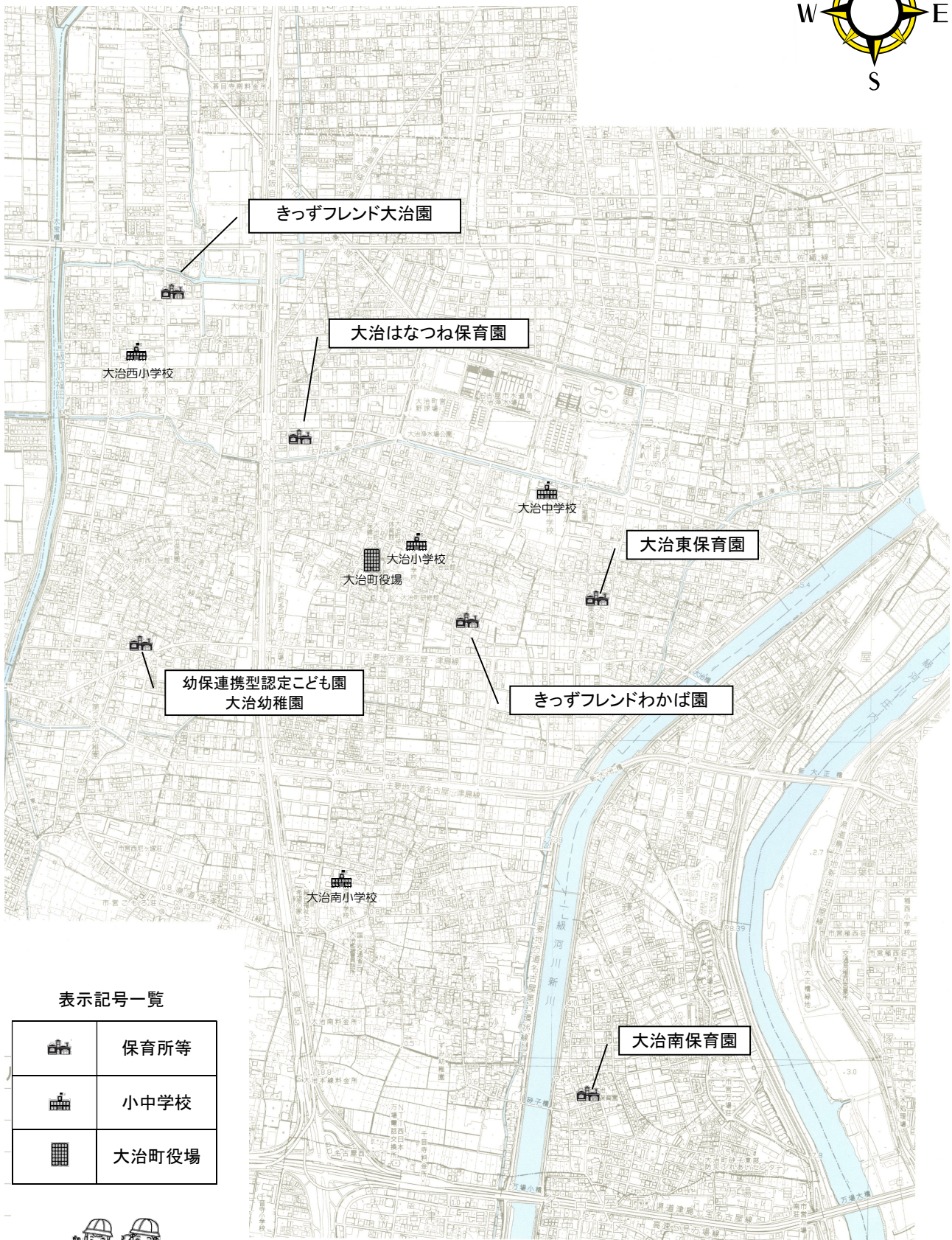
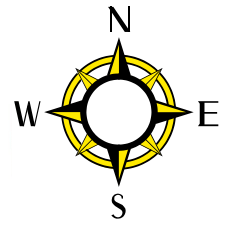
【保育標準時間の延長保育】

7:30	8:15	8:30	16:30	16:45	18:30	19:30
保育標準時間 (保護者の就労時間等により最長11時間保育)						延長
						1回300円
						月1,500円

【保育短時間の延長保育】

7:30	8:15	8:30	16:30	16:45	18:30	19:30
早朝			保育短時間 (保護者の就労時間等により 最長8時間保育)		延長	延長
1回200円					1回200円	1回300円
月1,000円					月1,000円	月1,500円

保育所等MAP



表示記号一覧

	保育所等
	小中学校
	大治町役場



保育所等利用調整基準

認定こども園、保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)の利用調整は、本表に基づいて行うものとする。

利用調整は、申込児童の世帯を単位として「(1)基本指数表」に基づき設定する基本指数に、「(2)優先利用調整指数表」の調整指数を加減算したものを申込児童に係る優先利用指数とし、当該優先利用指数の高いものから優先利用順位を決定する方法により行うものとする。

なお、優先利用指数が同点の場合は、「(3)同一指数時の順位表」に基づき、優先利用順位を決定するものとする。

(1) 基本指数表

保育の必要性区分			父母又はその他の保護者が保育の利用を必要とする理由・状況		基本指数
①就労	居宅外就労	外勤 (自営中心者、 自営協力者、 農業を含む。)	月20日以上、週5日以上	週35時間以上、1日7時間以上の就労	100
				週30時間以上、1日6時間以上の就労	90
			月16日以上、週4日以上	週24時間以上、1日6時間以上の就労	80
				週16時間以上、1日4時間以上の就労	70
			上記以外で、月64時間以上の就労		60
			居宅内就労	自営中心者、 自営協力者	月20日以上、週5日以上
	週30時間以上、1日6時間以上の就労	80			
	月16日以上、週4日以上	週24時間以上、1日6時間以上の就労			70
		週16時間以上、1日4時間以上の就労			60
	上記以外で、月64時間以上の就労				50
	内職				月20日以上、週5日以上
			週30時間以上、1日6時間以上の就労	60	
月16日以上、週4日以上			週24時間以上、1日6時間以上の就労	50	
			週16時間以上、1日4時間以上の就労	40	
上記以外で、月64時間以上の就労			30		
②妊娠・出産			母の出産又は出産予定日の前後各2カ月の期間(切迫流産等は疾病として扱う。)		70
③保護者の 疾病・障害	入院		1カ月以上入院する場合		100
	疾病等(自宅療養)	医師が1カ月以上常時臥床を要すると診断した場合		90	
		医師が1カ月以上通院加療を行い常に安静を要すると診断し、保育が常時困難な場合		80	
		慢性疾患・長期疾病のため、医師が1カ月以上の療養を要すると診断し、保育に支障がある場合		60	
	障害	身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合		100	
		身体障害者手帳3～4級・精神障害者保健福祉手帳2級・療育手帳Bの交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		80	
		身体障害者手帳5～6級・精神障害者保健福祉手帳3級・療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合		60	
上記以外で保育が必要と認められる場合		50			
④同居親族の介護・看護 (別居親族を除く。)			月20日以上、週5日以上	1日7時間以上の介護・看護・通院通所付添い	80
				1日6時間以上の介護・看護・通院通所付添い	70
			月16日以上、週4日以上	1日6時間以上の介護・看護・通院通所付添い	60
				1日4時間以上の介護・看護・通院通所付添い	50
			上記以外で、月64時間以上の介護・看護・通院通所付添い		40
⑤災害復旧			震災・風水害・火災等で、自宅や近隣の復旧にあたる場合		100
⑥求職活動 (起業の準備 を含む。)	居宅外就労内定 (自営中心者、自営協力者、 農業を含む。)	月20日以上、週5日以上	1日6時間以上の就労が内定している場合		60
		月16日以上、週4日以上	1日4時間以上の就労が内定している場合		50
		上記以外で、月64時間以上の就労が内定している場合		40	
	居宅内就労内定 (自営中心者、自営協力者 を含む。内職を除く。)	月20日以上、週5日以上	週30時間以上、1日6時間以上の就労が内定している場合		50
		月16日以上、週4日以上	週16時間以上、1日4時間以上の就労が内定している場合		40
		上記以外で、月64時間以上の就労が内定している場合		30	
求職中(3カ月間)		就労内定以外で、求職中の場合(利用期間は原則3カ月間とする。)の順番は申込み日に関係なく就労者等より後となる			10
⑦就学			就職に必要な技能習得のために専修学校・教育施設・職業訓練校等に月120時間以上就学・訓練している場合		80
			就職に必要な技能習得のために専修学校・教育施設・職業訓練校等に月64時間以上就学・訓練している場合		60
⑧児童虐待・DV			児童虐待を行っている若しくはそのおそれがある場合又は配偶者からの暴力により保育が困難な場合		100
⑨その他			区分①～⑧以外で、児童福祉の観点から保育が必要と町長が認める場合		10～100

【備考】

- ・保護者とは父母又はその他の保護者をいい、保育所等とは認定こども園、保育所、地域型保育事業をいう。
- ・基本指数は、父母それぞれの保育の利用を必要とする理由・状況に応じて設定し、父母それぞれの指数の合計を申込児童の基本指数とする。(父母がいない場合は、その他の保護者で設定する。)
- ・ひとり親世帯等(離婚、離婚調停中、未婚、死別、拘禁、行方不明等の世帯。父母不存在世帯を含む。)の場合は、「(2)優先利用調整」にて加算調整を行うものとする。
- ・保護者が複数の理由・状況に該当する場合は、最も高い基本指数の理由・状況で設定するものとする。
- ・就労時間数は、休憩時間を含むものとする。(ただし、通勤時間は含まない。)
- ・自営とは、雇用主が保護者の配偶者又は保護者の三親等以内の親族である場合を含むものとする。
- ・利用調整時点において、保育の利用を必要とする理由・状況を証明する書類の提出がない保護者の基本指数は20点(求職中(90日間)の場合は0点)とする。
- ・区分「⑨その他」の基本指数は、申込児童及びその世帯の状況を勘案し、10点～100点の範囲で、別途判断するものとする。

(2) 優先利用調整指数表

優先理由・状況	調整指数
ひとり親世帯等(離婚、離婚調停中、未婚、死別、拘禁、行方不明等の世帯。父母不存在世帯を含む。)	110
生活保護受給世帯で、就労による自立助長に資すると見込まれる場合	5
生計中心者が失業し、求職中である場合(生活保護受給世帯を除く。)	5
申込児童が身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの交付を受けている場合	5
申込児童が身体障害者手帳3級以下・精神障害者保健福祉手帳2級以下・療育手帳B以下の交付を受けている場合	3
出産休暇・育児休業明けに保護者が就労復帰する場合(きょうだい出生の育児休業により退所した児童の再度入所申込みを含む。)	10
きょうだい(多胎児を含む)同時申込みの場合又はきょうだいと同じ保育所等に在所中の場合	5
地域型保育事業の卒園児童で、連携施設の利用を希望する場合、優先的に入所決定をする。	
入所待ちを保育所入所審査日から1年以上経過している児童は、優先的に入所決定をする(次年度の一斉申込審査のみ。)	
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児童で、保育所等の利用を希望する場合	999
保護者が身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの交付を受けている場合	7
保護者が身体障害者手帳3級以下・精神障害者保健福祉手帳2級以下・療育手帳B以下の交付を受けている場合	5
保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として勤務している場合(内定含む。)	5
転所申込みの場合(転居に伴う転所申込みの場合及びきょうだい利用している保育所等への転所申込みの場合を除く。)	-5
65歳以上で保育が可能な同居親族がいる場合又は65歳未満で保育が可能な別居の祖父母が大治町内にいる場合	-5
65歳未満で保育が可能な同居親族がいる場合	-10
上記以外で、児童福祉の観点から緊急に保育が必要と町長が認める場合(児童虐待・DVを除く。)	10

【備考】

- ・優先利用調整指数は、申込児童の世帯単位で設定する。
- ・「(1)基本指数表」に基づき設定した申込児童の基本指数に、該当する優先理由・状況の調整指数を加減算する。
- ・児童虐待及びDVについては、「(1)基本指数表」の基本指数にて調整しているため、本表による調整指数の加減算は行わない。
- ・優先理由・状況を証明する書類の提出がない場合については、優先利用調整は行わない。
- ・入所申込書で「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合の優先利用順位は最下位とする。

(3) 同一指数時の順位表

順位	判定要件
1	申込時点で、大治町民であるもの
2	基本指数が高い順
3	現に認可外保育施設を利用して、入所希望日以降も同様の状態が見込まれるもの
4	入所希望保育所等の希望順位が高いもの
5	利用者負担(保育料)に未納・滞納がないこと
6	経済的状況(父母又はその他の保護者の合計所得金額の低い世帯を優先する。)

【備考】

- ・ひとり親世帯等の場合は、「(1)基本指数表」に基づき設定した基本指数に100点を加算したものを、同一指数時の判定に用いる申込児童の基本指数とする。

■ 保育料（保育所運営費保護者負担金）

保育料は、認定区分と保育の必要量により父母又は扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の所得に応じた負担が基本となります。本町の保育料は別表のとおりです。納付方法は口座振替となり、振替日は原則毎月末で、振替日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

口座の残金不足等により振替日に引き落としができなかった場合は納付書を送付しますので、必ず納期限を守って納付してください。

未納の状態が続く場合は、児童手当から徴収する場合があります。

保育所を休む場合も、在籍している限り保育料は満額かかります。

世帯状況や課税状況等に変更・異動があり、保育料に変更が生じる場合は、原則、変更のあった月の翌月から変更となります。

また、「ひとり親世帯」「障害児（者）のいる世帯」等と判明した翌月の保育料から軽減の反映ができますので、対象となる方は、母子・父子家庭医療費受給者証、身体障害者手帳等をご持参のうえ、お申し出ください。（15ページ備考6参照）

別表

保育認定利用者負担額

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	満3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付民定保護者の世帯	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分）にあっては前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	11,700 (5,900) [0]	11,500 (5,800) [0]
第4		97,000円未満	18,000 (9,000) [0]	17,600 (8,800) [0]
第5		169,000円未満	29,000 (14,500) [0]	28,500 (14,300) [0]
第6		301,000円未満	39,700 (19,900) [0]	39,000 (19,500) [0]
第7		301,000円以上	51,500 (25,800) [0]	50,600 (25,300) [0]

備考

- 1 この表における所得割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第21条で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
- 2 第3階層と認定された世帯又は第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が57,700円未満の場合は、最年長の子どもから順に2人目は()内の金額、3人目以降は[]内の金額とする。
- 3 第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が57,700円以上の場合又は第5階層、第6階層若しくは第7階層と認定された世帯は、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は()内の金額、3人目以降は[]内の金額とする。
- 4 月の途中で入所又は退所した児童のその月に係る利用者負担額については、日割計算による額を徴収する。
なお、算定した利用者負担額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 市町村民税未申告世帯は、第3階層とする。
- 6 次に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第3階層と認定された世帯の内、最年長の子どもから順に1人目は3,000円、2人目以降は0円、第4階層と認定された世帯であって市町村民税所得割の額が77,101円未満の場合は、最年長の子どもから順に1人目は6,000円、2人目以降は0円とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 7 保護者が児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育又は監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順に数えて第3番目以降の満3歳未満児に係る利用者負担額を0円とする。

■ よくあるお問合せ

Q1 保育料はいつの収入で決まりますか？

A1 保育料は、市町村民税所得割額で算定します。具体的には次のとおりです。

・4～8月分保育料 … 令和5年度(令和4年分)市町村民税所得割額

・9～3月分保育料 … 令和6年度(令和5年分)市町村民税所得割額

※ 所得申告が行われていない場合、保育料が正しく算定できませんので、申告してください。
また、修正申告を行った場合は、修正が確認できた翌月分から変更します。

※ 本町で所得が確認できない方は、マイナンバーの利用により所得証明書の提出を省略することができます。

Q2 子どもの祖父母と同居していますが、保育料はどのように決まりますか？

A2 原則、児童の父母の市町村民税所得割額で決まります。ただし、父母の合計収入額が160万円未満(母子世帯の母は130万円)の場合で、同居する祖父母いずれかの収入が父母の合計収入を上回る場合は、祖父母いずれかの高い方を家計の主宰者とし、保育料の算定を行います。

Q3 保育所等に通うにあたり、払うのは保育料だけですか？

A3 延長保育を利用する場合、別途料金が必要です(10ページ参照)。また、制服、教材や給食費等、各施設が徴収する費用もありますので、詳しくは、施設へお問合せください。

Q4 大治町に令和6年3月頃転入予定です。4月からの申し込みはできますか？

A4 利用希望月の3カ月前からの申込みができます。ただし、入所開始日の前月20日までに必ず大治町への転入届の手続きを済ませてください。転入が確認できない場合は、入所はできません。

Q5 育児休業明けはいつから入所できますか？

A5 原則、復職してからの入所となります。ただし、復職する日の属する月の初日からの入所を可能としています。(例)5月20日から仕事復帰の場合 … 5月1日から入所可能

Q6 育児休業の延長を希望する場合は、どうしたらいいですか？

A6 入所申込書の④育児休業終了による入所希望の場合の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックしてください。その場合、優先利用順位は最下位となります。

Q7 支給認定の内容を変更する必要が発生したときはどんな手続きが必要ですか？

A7 支給認定変更申請書の提出が必要です。4ページの別表の入所基準を確認する書類をお持ちのうえ、変更が必要な月の前月20日までに役場子育て支援課へ届け出てください。認定こども園、地域型保育事業は、各施設へ提出してください。

Q8 転出等で退園するときはどうしたらいいですか？

A8 保育の実施を解除する必要がありますので、退園する月の前月までに役場子育て支援課へ退所申請書を提出ください。認定こども園と地域型保育事業は、各施設へ提出してください。